

交野市立小中学校空調設備更新等 整備事業

【実施方針】

令和 8 年 8 月修正
大阪府交野市

第1	総則	1
第2	特定事業の選定に関する事項	2
1	事業内容に関する事項	2
2	特定事業の選定方法等に関する事項	6
第3	民間事業者の募集に関する事項	7
1	民間事業者の参加要件	7
2	民間事業者の資格要件	8
3	参加要件に関する留意事項	9
第4	民間事業者の選定に関する事項	10
1	民間事業者の選定方法	10
2	民間事業者の選定手順等	10
3	契約に関する基本的方針	10
4	著作権及び提案書類の取扱い	11
第5	市と民間事業者の事業費及びリスク分担に関する事項	12
1	予測されるリスクと責任分担の基本的方針	12
第6	事業の適正な維持を目的としたモニタリング（監視）に関する事項	13
1	モニタリングに関する基本的方針	13
2	モニタリングの実施方法	13
3	モニタリングの結果	13
第7	事業契約等に関する事項	14
1	基本協定及び事業契約内容の疑義の取扱い	14
2	裁判管轄権	14
第8	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	15
1	事業の継続に関する基本的な考え方	15
2	融資の確保に関する協力体制	15
3	事業の継続が困難となる事由が発生、または、その恐れが生じた場合の措置	15
第9	その他特定事業の実施に関し必要な事項	16
1	議会の議決	16
2	事業者選定の応募に伴う費用負担	16
3	本事業に係る情報公開及び情報提供	16
4	実施方針の変更	16
5	実施方針に関する説明会及び現地見学会	16
6	実施方針に関する意見等の受付	17
7	実施方針等に関する問合せ先	17
8	添付書類等	17

第1 総則

交野市立小中学校空調設備整備更新等事業（以下、「本事業」という。）は、交野市（以下、「市」という。）内の市立小中学校施設において既存空調設備の更新を行うとともに、必要諸室への空調設備の新設を行い、整備後の維持管理を行う事業である。

本事業は、児童・生徒が日常的に使用する校舎に空調設備を整備するにあたり、民間事業者のノウハウや技術を活かすことで、教育環境の整備を図ることを目的とすることはもちろん、市の財政負担縮減や平準化を期待し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下「PFI 法」という。）に基づく事業手法による導入を図るものである。

一方、安全で快適な教育環境を将来にわたり持続的に確保するためには、学校、保護者、地域、民間事業者等との連携や協働が重要であることから、民間事業者を中心とし、そのノウハウや資金を最大限活用する官民連携を軸とする取組みを進め、持続可能な学校施設の整備及び維持管理を図ることが必要であると考えられる。

以上の背景を踏まえ、本事業の実施方針について、PFI 法第 5 条の規定に基づき、事業の公平性及び透明性を確保するために、一般に公表する。ただし、本方針の公表により、PFI 手法の採用を確定させるものではない。

第2 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

交野市立小中学校空調設備更新等整備事業

(2) 事業の概要

本事業は、市における小中学校施設の空調設備の整備にあたり、官民連携手法を用い、企画・設計・設置・維持管理（保守等）を包括的に実施するものである。

(3) 公共施設等の管理者

交野市長 山本 景

(4) 事業目的

本事業は、空調設備整備を通じ、児童、生徒に望ましい学習環境を提供することを目的とする。また、事業実施にあたり、民間のノウハウや技術等を最大限に活用することで教育環境の整備を図り、かつ維持管理を含めた効率的な運営の実現により、市の財政負担低減を目指すこととする。

(5) 事業方式

本事業は、民間事業者が有する企画力、整備力、運営力、資金調達力等のノウハウを積極的に活用することで、持続可能で質の高い公共サービスの提供及び基盤整備を実現するとともに、将来的な市の財政負担の平準化・効率化を図ることを目的として、官民連携手法の導入を想定している。

また、事業方式については、民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限に引き出す観点から、民間事業者による「選択制」を採用するものとする。なお、事業方式及び事業手法については、下記に示す複数の方式・手法を組み合わせた提案も可能とする。

さらに、市が定める要求水準を上回る提案がなされた場合には、その内容を加点評価の対象とし、民間事業者の優れた提案を適切に評価するものとする。なお、具体的な評価方法及び加点項目については、募集要項公表時に提示する予定である。

表 事業方式等

事業方式等	説明
事業契約方式	PFI 法に基づく事業契約、ESCO、DBO 方式など幅広く手法の提案を受け付ける。
事業方式	次表に基づき、民間事業者にて提案する。なお、各方式等を複数組み合わせる提案することができるものとする。なお、PFI 法第 6 条に定められている提案は、積極的に受け付けるものとする。ただし、6 条提案は、令和 8 年 10 月末までとする。
資金調達	民間事業者によるサービス購入型、混合型及び独立採算型を選択できる。なお、本事業に関しては、上記の事業方式を組み合わせた形で提案を行うことが可能であり、環境面やエネルギー面に効果のあるソーシャルインパクトボンド（SIB）やインパクト投資などの新しい資金調達を含めた資金調達スキームを提案することができるものとする。

表 選択可能な事業方式及び手法

事業方式		説明
PFI 方式	BT0 方式	民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を整備した後、直ちに当該施設の所有権を発注者である公共に移転し、その後、公共が有する施設を民間事業者が維持管理・運営する方式
	BOT 方式	民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を整備した後、一定の事業期間にわたって施設の維持管理・運営を行い、事業期間終了後に、発注者である公共へ当該施設の所有権を移転する方式
	BLT 方式	PFI 事業者が自ら資金調達を行い、設備を設置した後、公共部門に一定期間リースし、あらかじめ定められたリース料で事業コストを回収した後、公共に設備の所有を移管する方式
ESCO		事業者が自ら資金調達や事業収支計算など財務面の計画も行い、省エネルギー診断に基づく改修計画を立案した後、改修に係わる全てのサービス（施工、運転・維持管理など）を一括して請負う方式。PFI 法に則らない。
DBO 方式		公共が資金調達を行い、施設の設計・施工・運営を一体的に担う民間事業者を選定する方式。各業務は、市と個別に委託契約及び請負契約を行う方式。

(6) 事業の範囲

ア 対象とする施設

本事業の対象施設は、以下の表に示すとおりとする。

施設分野	施設数	室数
市立小学校施設	8 施設	269 室
市立中学校施設	3 施設	147 室
計	11 施設	416 室

注) 上記数量は現時点における想定であり、特定事業選定時には変更となる可能性がある。

イ 本事業に係る業務の内容

選定事業者は、本事業について、次の業務を市とのリスク分担に基づき実施する。

- 1) 公共施設等における空調施設の調査業務
- 2) 公共施設等における空調施設の管理システムの構築・データ更新業務
- 3) 公共施設等における空調施設の企画設計・設置業務（更新を含む）
- 4) 公共施設等における既設空調施設の撤去・リサイクル・廃棄処分業務
- 5) 公共施設等における既設空調施設を含めた空調施設の維持管理業務

- 6) 公共施設等における CO2 削減及び電気料金の削減を図る業務
- 7) 業務全体に関するセルフモニタリング
- 8) 特別目的会社の契約期間中の維持業務

ウ その他の業務

- 1) 市への所有権移転等が必要な場合に関する一切の業務
- 2) 市が実施する各種補助申請及び会計検査対応等の支援
- 3) 事業期間中に市が実施する本事業の市民との協働に関する支援

エ 事業契約期間

事業期間は、実施方針公表時点において、概ね下記のとおりとする。

本事業の実施にあたっては、最長令和 11 年 3 月末までの設計・施工を想定しており、事業期間は、契約締結日から令和 24 年 3 月末までを最長とする。

ただし、事業者の提案による工期短縮は可能とする。維持管理（保守等）期間の原則的な考え方は、整備期間終了次年度から 13 年間とする。

業務内容		想定スケジュール（最長）
事業契約締結		令和 9 年 6 月
整備期間	調査・設計業務	令和 9 年 6 月～令和 11 年 3 月
	施工期間業務	
維持管理（保守等）期間	維持管理（保守等）業務	令和 24 年 3 月

オ 選定事業者の収入

本事業に係る業務による選定事業者の収入は、次のとおりとし、その他は協議、またはモニタリングの結果により決定する。

- 1) 市が支払う適切なサービス対価（対象は、第 2-1-(6)「事業の範囲」に記載する PFI 方式の場合の各業務とする。）PFI 以外の事業方式の場合は、この限りではない。

カ 事業スケジュール

民間事業者の募集、選定等は次の予定とする。なお、PFI 法第 6 条に関する民間提案が提出された場合は、進捗状況に影響するため、追って公表するものとする。

表 事業スケジュール（想定）

項目	日程
実施方針の公表	令和8年7月
実施方針等に関する説明会及び現地見学会	令和8年7月頃
実施方針等に関する質問・意見の受付締切	令和8年8月末
実施方針等に関する質問・意見への回答	随時回答
個別対話①の受付	公表日～8月24日
個別対話①の実施	令和8年7月21日～8月31日
特定事業の選定・公表	令和8年11月頃
公募公告及び募集要項等の公表	令和8年11月頃
募集要項等に関する説明会及び現地見学会	令和8年11月頃
募集要項等に関する質問及び個別対話②の受付	令和8年12月～令和9年2月頃
募集要項等に関する質問への回答	随時回答
個別対話②の実施	令和8年12月～令和9年2月頃
参加資格審査書類の受付	令和8年12月
参加資格審査書類の通知	受付後随時
競争的対話の受付	令和8年12月～令和9年2月頃
競争的対話の実施	令和8年12月～令和9年2月頃
提案書提出締切	令和9年3月頃
提案に関するヒアリングの実施	令和9年3月～3月頃
優先交渉権者の決定及び公表	令和9年4月頃
基本協定の締結	令和9年4月～5月頃
仮契約の締結	令和9年4月～5月頃
事業契約の締結	令和9年6月

2 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 特定事業の選定に関する考え方

市は、本事業について、PFI 法に基づき実施した場合、その他の手法で実施した場合、市が自ら実施した場合を比較し、本事業を PFI 法に基づき民間事業者が実施する方が性能及び機能面において優れ、市の未来に確実に新たな価値を創造し、さらには、効率的かつ有効性が高いものと判断した場合には、本方針を踏まえ、本事業を特定事業として選定する。

また、特定事業選定にあたっての基本的な評価基準は次のとおりである。

ア 本事業の整備及び維持管理・運営において、市が要求する水準を上回ることが具体的かつ明確に確認できること。

イ 本事業の整備及び維持管理・運営において、社会資本を活用した市財政の後年度負担軽減につながるものが論理的に明らかであること。

(2) 特定事業の選定結果公表

市が本事業を特定事業として選定した場合には、市のホームページ等において公表する。なお、本事業を特定事業として選定しなかった場合においても、市はその結果を同様に公表する。

第3 民間事業者の募集に関する事項

1 民間事業者の参加要件

(1) 民間事業者の構成

第2-1-(6)「事業の範囲」のPFI手法の場合は、民間事業者は、本事業に係る業務を事業契約期間にわたって安定的に実施することが可能な複数の法人等で構成される連合体とする。なお、第2-1-(5)「事業方式」の表「選択可能な事業方式及び手法」に記載以外の手法を用いる場合は、連合体に限るものではない。

(2) 民間事業者の構成要件

民間事業者の構成は、次の要件を満たすものとする。

1) PFI 手法の場合

- ア 民間事業者は、市内に特別目的会社を設立し、特別目的会社へ出資して業務を担う構成企業と、出資はせずに業務を担う協力企業から構成し、構成企業や協力企業から業務を受託する者を第三者企業と位置付けること。
- イ 民間事業者は、市が要求する各業務を、パススルーの原則に基づき担う主たる企業を含む構成とすること。
- ウ 民間事業者は、複数の企業等から構成されるため、代表者を定めること。
- エ 民間事業者は、特別目的会社へ出資を予定している構成企業及び協力企業のいずれかが、他の民間事業者の特別目的会社へ出資を予定していないこと。（重複出資の禁止）
- オ 特別目的会社への出資は、民間事業者の代表者が、最大出資者となり、かつ、構成企業の出資比率の合計は、全体の50%を超えること。
- カ 民間事業者は、企画提案書の提出時において、第三者企業と関心表明書（LOI）を締結すること。
- キ 民間事業者の構成企業及び協力企業は、交野市入札参加資格者名簿に登録されている者とする。なお、未登録の者は、本事業の参加表明書提出時に交野市入札参加資格審査申請に必要な書類を提出すること。
- ク 民間事業者の構成企業及び協力企業は、交野市建設工事等指名停止要綱による指名停止措置を受けていない者とする。
- ケ 民間事業者の構成企業及び協力企業は、参加表明書を提出する時点において、直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税及び法人住民税を滞納してない者であること。
- コ 民間事業者は、本事業の特性や事業内容を勘案し、10年以上の実務経験を有する経験豊富なプロジェクトマネージャーを選任すること。

2) その他の手法の場合

- ア 民間事業者は、企画提案書の提出時において、市と契約相手となる最適な事業の遂行体制を明らかにする。また、構成する企業から発注する企業（下請け企業）と関心表明書（LOI）を締結し、遂行体制の全体構成を明らかにすること。
- イ 民間事業者を構成する企業は、交野市入札参加資格者名簿に登録されている者とする。なお、未登録の者は、本事業の参加表明書提出時に交野市入札参加資格審査申請に必要な書類を提出すること。
- ウ 民間事業者の構成企業及び協力企業は、交野市建設工事等指名停止要綱による指名停止措置を受けていない者とする。
- エ 民間事業者を構成する企業は、参加表明書を提出する時点において、直近 1 年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税及び法人住民税を滞納していない者であること。
- オ 交野市暴力団排除条例（平成 24 年交野市条例第 31 号）第 8 条に基づく措置を受けていないこと。
- カ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 154 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生計画又は再生計画の認可がなされている者を除く。）

2 民間事業者の資格要件

(1) 施設整備にあたる企業

民間事業者の構成企業及び協力企業のうち以下の 1) ～3) の業務にあたる者は、当該要件を満たすこと。

1) 企画設計・設置業務を実施する者

複数施設の空調設備設置の設計及び施工を過去 10 年以内に経験していることとする。

2) 維持管理業務を実施する者

ア 参加表明書提出締切までの過去 10 年間に、公共施設の維持管理業務の実績を有していること。ただし、複数の者で実施する場合は、1 者以上が有していればよいものとする。

イ 本事業を実施するために法令上必要とする資格等がある場合は、当該資格を有していること。ただし、複数の者で実施する場合は、実施する企業がそれぞれ担当する業務に必要な資格を有していればよいものとする。

3) セルフモニタリングを担う者

参加表明書提出締切までの過去 10 年間に、空調設備の設置及び維持管理の実務経験を有する者とする。

3 参加要件に関する留意事項

(1) 担当業務の内容

民間事業者は、参加表明書提出時に、本事業の各業務を担う法人等の名称及び業務内容を明らかにすること。

(2) 構成企業及び協力企業の変更

参加表明書に記載されている構成企業及び協力企業の変更及び追加は、原則、認めないものとする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（指名停止等に該当する場合を除く。）、または、応募資格要件等に抵触するような事態が生じた場合は、市と協議を行い、市が承諾した場合に限り、構成企業及び協力企業の変更ができるものとする。

(3) 参加資格要件を満たす期間

参加資格要件を満たす期間は、参加表明書の提出日から参加資格決定日までと、提案書の提出日から事業契約締結日までとする。また、PFI 手法の場合の特別目的会社の構成企業間の出資比率は、契約期間中、最適な出資比率を維持するため、整備期間と維持管理・運営期間への移行時での代表企業と構成企業との間での出資比率の変更や代表企業の変更などを、市は積極的に認める。

(4) 地元事業者の参画

地域経済の活性化を目指し、特別目的会社の構成や連携企業等に市内事業者が主体的に参画することを期待するものとする。

第4 民間事業者の選定に関する事項

1 民間事業者の選定方法

民間事業者の募集・選定にあたり、事業者からの提案内容を総合的かつ客観的に評価する必要がある。そのため、市は透明性及び公平性の確保に配慮し、さらには、定性的な評価を重視するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

2 民間事業者の選定手順等

(1) 選定委員会の開催

民間事業者から提出された企画提案は、市職員と外部有識者により構成された選定委員会により審査を行い、審査結果を、市が公表する。

(2) 民間事業者の評価

市は、選定委員会にて民間事業者の評価を行い、選定する。

(3) 選定事業者の公表

民間事業者の選定にあたっては、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定を行い、優先交渉権者についてはその結果を市のホームページにおいて公表する。また、優先交渉権者及び次点交渉権者には書面により通知する。

(4) 民間事業者を選定しない場合

市は、民間事業者の応募が無い場合や民間事業者の提案内容から市の要求する水準の達成が困難と判断した場合は、民間事業者を選定しない。その際、PFI 手法の場合においては、PFI 法に基づく特定事業の選定及び公募を取り消すものとし、その旨を速やかに市のホームページにて公表するとともに、応募した民間事業者にその旨を通知する。また、その他手法の場合においては、民間事業者を選定しない旨を速やかに市のホームページにおいて公表するとともに、応募した民間事業者にその旨を通知する。

(5) 市内事業者の活用

本事業で採用を予定している事業スキームは、整備から維持管理・運営までの業務において、地域で担えるものは地域で担うことを前提とする。

3 契約に関する基本的方針

(1) 基本協定の締結手続き

本事業に係る業務は、様々なリスク（業務を遂行する上で発生する成功阻害要因）を、市と選定事業者が適切に分担することにより、一層低廉かつ質の高いサービスの提供を目指し、市及び優先交渉権者（優先交渉権者との協議が不調に終わった場合には次点交渉権者。以下、同じ。）が契約に向けた協議を行い、契約締結に必要な事項等に係る基本協定を締結する。

(2) 事業契約の締結手続き

優先交渉権者は、市との基本協定締結後、PFI 手法の場合においては速やかに特別目的会社を設立するものとし、市と選定事業者とは、本事業に係る業務について、仮契約を締結し、議会の議決を経て本契約を締結するものとする。

4 著作権及び提案書類の取扱い

(1) 著作権

本事業に係る業務について、提案書類の著作権は、民間事業者へ帰属するものとし、民間事業者からの提案書類は、市が民間事業者の選定に関わる公表以外に民間事業者に無断で使用できないものとする。なお、提案書類は事業者選定が終了した際に返却する。ただし、契約締結した民間事業者の企画提案書は、この限りでない。

(2) 特許権等

民間事業者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことにより生じた責任は、民間事業者が負うものとする。

(3) 提案書類の変更

民間事業者による提案書類は、提出期限後の変更、差し替え、または再提出を認めないものとする。

第5 市と民間事業者の事業費及びリスク分担に関する事項

1 予測されるリスクと責任分担の基本的方針

リスクは、想定されるリスクを可能な限り明確化した上で、リスクを最も適切にコントロールすることができる者がその費用を含めて負うことを基本とし、市と優先交渉権者のリスク分担を契約内容に明記するものとする。

第6 事業の適正な維持を目的としたモニタリング（監視）に関する事項

1 モニタリングに関する基本的方針

市は、本事業に係る業務が、業務要求水準以上に確実に遂行され、かつ選定事業者の財務状況等が適切であるかについて、社会状況の変化もにらみつつ、モニタリングを行う。

なお、モニタリングの具体的な方法は、サービス基準合意書（SLA）を導入し、企画・設計段階から運用するものとし、市と選定事業者の合意の下、その具体的な仕組みを構築し、市はモニタリングに係る有識者会議を設置することを契約内容に明記するものとする。

2 モニタリングの実施方法

市は、次の内容について、モニタリングを実施するものとする。なお、モニタリングには、加点と減点の両面からの結果を反映する方法を構築する。

(1) 整備業務

市は、公共施設等整備業務について、事業契約に定める要求水準に達しているものであるか否か、確認する。

(2) 維持管理業務

市は、公共施設等の維持管理業務について、本事業の対象となる公共施設等の実施状況を確認する。

(3) 運営業務

市は、公共施設等の運営業務について、経営状況及び利用者のニーズ等を確認する。

(4) 選定事業者の経営

市は、選定事業者に対し、財務諸表等を用いた財務状況の報告を求め、その監査等を行う。

3 モニタリングの結果

市は、モニタリングの結果を踏まえて、事業契約書に定める要求水準が達していないと判断した場合は、選定事業者と業務の改善等に係る協議を行う。

第7 事業契約等に関する事項

1 基本協定及び事業契約内容の疑義の取扱い

基本協定及び事業契約内容の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者の双方が事業の目的を共有し、協議を行うものとする。また、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的措置に従うものとする。

2 裁判管轄権

本事業に係る業務に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第8 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的な考え方

本事業に係る業務は、予定された期日までに、選定事業者により事業契約書に定められた業務を遂行し、事業期間中の維持管理及び運営等が、効率的及び効果的であり、かつ安定して継続的に行われることを確保するため、事業の継続が困難となる事由（別途、契約締結時に定めるリスク分担表における契約履行リスク及び不可抗力リスクをいう。）をあらかじめ洗い出し、その事由の発生時には、適切な措置を実行できるように事業契約書に定める。

2 融資の確保に関する協力体制

市は、本事業の継続性を確保するため、選定事業者に融資を実行する金融機関に対し、選定事業者とともに必要に応じて協議を行うものとする。

3 事業の継続が困難となる事由が発生、または、その恐れが生じた場合の措置

(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

市は、事業契約書に定めるところにより、選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合やその恐れが生じた場合に、選定事業者と協議の上、改善を図ることを求める。その後、改善が認められない場合に、市は事業契約を解約することができる。

この場合において、選定事業者は、市に直接的に生じた損害を賠償するものとし、市側にも一部過失があった場合には、その過失について相殺し、損害額を賠償するものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

選定事業者は、事業契約書に定めるところにより、市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合に、市と協議の上、事業契約を解約することができる。

この場合において、市は、選定事業者に直接的に生じた損害を賠償するものとし、選定事業者側にも一部過失があった場合には、その過失について相殺して、損害額を賠償するものとする。

(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

市及び選定事業者は、不可抗力、その他双方の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合に、市と選定事業者が、解決策や事業継続の可否について協議を行うものとする。

第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、地方自治法第 214 条の規定に基づき、本事業の実施に必要と予測される費用を債務負担行為として、また、PFI 手法の場合において PFI 法第 12 条に基づき、その契約内容について、議会の議決を得るものとする。

2 事業者選定の応募に伴う費用負担

民間事業者の参加にかかる費用は、全て民間事業者の負担とする。

3 本事業に係る情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページを通じて公表する。

4 実施方針の変更

市は、民間事業者からの意見等を踏まえ、PFI 手法の場合において PFI 法第 7 条に定める特定事業の選定までの間に実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

実施方針の変更を行った場合には、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

5 実施方針に関する説明会及び現地見学会

本方針に関する説明会及び現地見学会を実施する。

(1) 説明会

ア 開始日時：令和 8 年 7 月 24 日（金）14 時～15 時 30 分

※受付は 13 時 30 分から開始します。

イ 会 場：大阪府交野市郡津 1-43-1（旧交野みらい（旧長宝寺）小学校内）

(2) 現地見学会

ア 開始日時：令和 8 年 7 月 24 日（金）15 時 30 分～16 時 30 分

イ 会 場：大阪府交野市郡津 4-13-1（郡津小学校）

(3) 追加 現地見学会（特に希望するもの）

ア 開始日時：令和 8 年 8 月 6 日（木）、7 日（金） 各日 10 時 30 分～11 時 30 分、13 時 30 分～14 時 30 分、15 時～16 時。

イ 会場：見学の希望があった学校

申込方法

説明会および現地見学会については令和 8 年 7 月 22 日（水）17 時までに、追加現地見学会については、7 月 30 日（木）17 時までに、「【様式 1】実施方針等に関する説明会および現地見学会参加申込書」に必要事項を記入し、E メールにより提出する。

必要事項（追加見学会の申し込みの場合は、開催日程欄の所に日時と場所）を記入し、E メールにより提出する。

留意事項

ア お越しの際は公共交通機関を利用すること。

イ 説明会当日の現地見学会は、担当者が同行します。なお移動は各自で行うこと。

追加の現地見学会は、希望のあった各施設に担当者を配置する。見学は 1 校 あたり最大 1 時間以内とすること。なお移動は各自で行うこと。申し込みが多数となった場合は、見学数を制限する場合がある。

6 実施方針に関する意見等の受付

本方針は、「対話」及び「質問」等の受付を実施する。

なお、対話及び質問は、原則、個別に回答するものとするが、市が公表すべき事項と判断した場合は市のホームページで公開する。

(1) 個別対話①について

対話受付期間： 公表日 ～ 令和 8 年 8 月 24 日（月）

対話実施期間：令和 8 年 7 月 21 日（月）～ 令和 8 年 8 月 31 日（月）（※随時実施）

「【様式 2】実施方針に関する対話申込書」を記入し、E メールで提出する。

(2) 質問について

質問受付期間： 公表日 ～ 令和 8 年 8 月 31 日（月）

質問回答期間：随時回答

「【様式 3】実施方針に関する質問書」を記入し、E メールで提出する。

7 実施方針等に関する問合せ先

担当部署：交野市役所 教育総務部まなび舎整備課

住 所：大阪府交野市郡津 1-43-1

電話番号：072-810-8010（直通）

E メール：manabi-seibi@city.katano.osaka.jp

8 添付書類等

【様式 1】実施方針等に関する説明会及び現地見学会参加申込書

【様式 2】実施方針に関する対話申込書

【様式 3】実施方針に関する質問書

【参考資料 1】空調更新 等検討図面簡略版（星田小学校・郡津小学校・第二中学校）

※説明会当日に残り 8 校、全学校分の簡略図資料を配布予定。

【参考資料 2】空調更新区分リスト（全 416 室）